

○ 私有車両の公務使用に関する取扱要綱の制定について（通達）

〔平成21年3月2日会甲達第5号等〕
〔石川県警察本部長から部課署長あて〕

最終改正 平成26年3月17日会甲達第8号等

対号 平成11年4月1日付け務甲第361号、会甲第104号、監甲第79号「石川県警察職員私有車両の公務使用に関する要綱の制定について」（通達）

私有車両の公務使用については、対号通達に基づき実施しているところであるが、私有車両の公務使用に関し、適正な運用を図るため、別添のとおり「私有車両の公務使用に関する取扱要綱」を定め、平成21年4月1日から施行することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、対号は廃止する。

記

1 基本方針

公務で車両を使用する場合は公用車両を使用することが原則であり、私有車両の公務使用は例外措置として位置付け、その使用に当たっては職員及び所属長に対して厳格な事前承認手続を課し、適正な運用を確保する方針である。

2 改正要点

(1) 使用承認基準（第5の1関係）

第5の1(3)の規定は、次に掲げる場合をいう。

ア 捜査本部又は緊急に対策本部等を設置する事件、事故及び災害並びにそれらに準ずる事件、事故等で公用車両が不足し捜査などに支障がある場合

イ 前記アのほか、公用車両を使用することが他の公務の支障となるなど、私有車両の公務使用が公務の遂行上特に必要がある場合。具体的には、会議、講習、研修会等への出席等の用務で旅行をする場合

(2) 使用承認基準（第5の2関係）

当該私有車両が保険金対人無制限、対物1,000万円以上、搭乗者傷害1,000万円以上（二輪の場合は対人1億円以上、対物500万円以上）の任意保険に加入していない場合は、公務使用を承認しないものとした。

(3) 同乗者による運転の規制（第9関係）

交通事故防止及び損害賠償の補償の観点から、公務に使用しようとする私有車両は、交通事故の防止その他やむを得ない事情がない限り所有者等が運転すべきことを明記するとともに、同乗者が運転する場合は、当該私有車両に係る任意保険の契約が、当該同乗者による運転により生じた損害に対しても、保険の適用があるものでなければならないこととした。

(4) 「私有車両公務使用届出書」の様式改正

道路交通法の改正に伴い中型免許が新設されたことから、免許種別欄に新た

に中型を加え、自動二輪については大型と普通に区分するとともに、運転技能検定欄に中型や自動二輪の白バイ検定を加えた。また、任意保険の契約条件等が明らかになるように様式を改正した。

(5) 「私有車両公務使用承認申請書」の様式改正

承認基準該当の有無欄に、「同乗者が運転する場合、同乗者の運転により生じた損害に対しても保険の適用があること」を加えた。

3 運用上の留意事項

(1) 使用承認の適正判断と所属職員に対する指導

所属長は、配置されている公用車両の効率的な運用に配慮し、公用車両が使用可能な状況であるにもかかわらず、職員の自己都合によって、私有車両が公務に使用されることのないよう、使用承認基準に従って使用承認の判断を行うとともに、職員に対し、要綱の趣旨、使用承認基準、使用手続等について周知徹底し、安易な使用承認申請を抑制させるなど、適正な運用に努めること。

(2) 使用日時、走行距離の確認

職員は、私有車両を公務に使用したときは、私有車両公務使用承認申請書の下欄に使用日時、走行距離を記載し、所属長の確認を受けること。

別添

私有車両の公務使用に関する取扱要綱

第1 目的

この要綱は、石川県警察職員（以下「職員」という。）が、自己の占有する道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（以下「私有車両」という。）を公務に使用することに関し必要な事項を定め、その使用の適正を期することを目的とする。

第2 私有車両の公務使用の制限

職員は、この要綱に定めるところによらなければ、私有車両を公務に使用してはならない。

第3 公務に使用する私有車両の届出

- 1 私有車両を公務に使用しようとする職員は、あらかじめ当該車両を、私有車両公務使用届出書（別記様式第1号。以下「届出書」という。）により、本部内所属にあつては所属長、警察署にあつては副署長（以下「所属長等」という。）に届け出なければならない。届出事項に変更があつた場合も同様とする。
- 2 前記1による届出は、毎年度これを行うものとする。

第4 私有車両の使用承認申請

職員は、私有車両を公務に使用しようとする場合は、その都度私有車両公務使用承認申請書（別記様式第2号。以下「申請書」という。）により、あらかじめ所属長等の承認を受けなければならない。ただし、緊急事態の発生等により申請書による承認をあらかじめ受けることができないときは、口頭による使用承認を受け、事後速やかに申請書を作成し所属長等の決裁を受けなければならない。

第5 使用承認基準

- 1 所属長等は、第4に規定する私有車両の公務使用承認申請があつたときは、用務地が原則として県内（ただし、所属長等が特に県外における私有車両の公務使用を認める場合は、この限りではない。）であり、次のいずれかに該当する場合は、私有車両の公務使用を承認することができる。

なお、職員の同乗は、用務先又は用務内容が同一の場合等公務上必要と認められる場合に、これを承認するものとする。

 - (1) 事件、事故、災害等の発生時において公用車両又はその他の交通機関の使用が困難であり、私有車両を使用しなければ公務の遂行上支障があると認められるとき。
 - (2) 犯罪捜査等の特に秘匿を要する職務を行う場合に、公用車両又はその他の交通機関を使用することが公務の遂行に著しく支障があると認められるとき。
 - (3) その他公務の遂行上私有車両を使用する必要があると認められるとき。
- 2 所属長等は、前記1の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、私有車両の公務使用を承認しないものとする。
 - (1) 当該職員が、石川県警察車両等管理運用に関する訓令（昭和47年石川県警察本部訓令第30号。以下「訓令」という。）第53条に定める運転技能検定合格

証書を有しない場合（警部及び同相当職以上の職員を除く。）

- (2) 当該車両が、その職員の所有で、現に維持管理及び運転する状況にない場合
- (3) 当該車両が、保険金対人無制限、対物1,000万円以上、搭乗者傷害又は人身傷害1,000万円以上（二輪の場合は対人1億円以上、対物500万円以上）の任意保険に加入していない場合
- (4) 運転する職員の心身の状態が運転に適していると認められない場合
- (5) 私有車両の整備状態が良好と認められない場合

第6 旅費の支給

承認を受けて私有車両を公務に使用した場合の旅費は、石川県職員等の旅費に関する条例（昭和29年石川県条例第4号）に定めるところにより支給する。また、同乗者については、公用車を利用して旅行したものとみなして旅費を支給するものとする。

第7 損害賠償

- 1 職員がこの要綱の規定により承認を受けて私有車両を公務に使用し、第三者に損害を与えた場合は、県が損害賠償の責任を負うものとする。ただし、県は、当該職員の加入する自動車保険の保険金を当該損害賠償のため充当するものとする。
- 2 前記1の規定により、県が損害を賠償した場合において、当該私有車両の使用につき職員に故意又は重大な過失があったときは、県が負担した損害賠償の範囲内で当該職員に対して求償することができるものとする。
- 3 職員が承認を受けて公務に私有車両を使用している間に、当該私有車両に損害が生じた場合には、県がその損害額（相手方がある場合であって相手方がその損害を賠償する場合にあっては、当該賠償額を控除した額）を賠償するものとする。ただし、当該職員に故意又は重大な過失があった場合は、この限りではない。
- 4 職員が承認を受けて私有車両を公務に使用し、相手方に損害を与えた場合の報告及び損害賠償手続は、次に定めるところにより処理するものとする。
 - (1) 当該職員の所属長又は事故地を管轄する警察署長は、平成17年2月16日付け監甲達第5号「事案・事故報告要領の制定について（通達）」に基づき、速やかに報告すること。
 - (2) 当該職員の所属長は、訓令第58条に基づく損害賠償の必要がある事故についての報告に当たっては、次に掲げる書類の写しを添付すること。
 - ア 届出書
 - イ 申請書
 - ウ 当該所属公用車両当日分の運転記録票
 - (3) 所属長は、県に損害賠償責任があると認めたときは、損害賠償金の支払いなどについて警務部長と協議の上、被害者に対して損害賠償の手続を執るとともに、相手方と示談のための交渉をし、示談書を取り交わすものとする。

- (4) 所属長は、損害賠償額が知事専決処分事項の指定（昭和45年9月30日議決）に定める金額以下のものにあつては専決処分の手続を、同金額を超えるものにあつては地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定による議案提出の手続を執ること。

第8 同乗者による運転

1 所有者等による運転

公務に使用しようとする私有車両は、所有者等が運転するものとする。ただし、交通事故の防止その他やむを得ない事情により、当該所有者に替わって当該私有車両に同乗する職員（以下「同乗者」という。）が運転する必要がある場合は、この限りでない。

2 同乗者による運転の承認の申請

- (1) 同乗者は、当該同乗に係る私有車両を運転しようとする場合は、あらかじめ所属長等の承認を受けなければならない。
- (2) 前記(1)の申請は、当該私有車両に係る承認申請をする所有者等が当該承認申請をする場合において、当該同乗者による運転の旨を申請書に併せて記載して所属長等に提出することをもってこれに代えるものとする。
- (3) 前記(1)及び(2)の規定にかかわらず、緊急を要し、事前に承認を受けるいとまがない場合は、口頭により承認を受け、事後速やかに申請書により所属長等の承認を受けなければならない。

3 同乗者が運転する場合の任意保険

同乗者が運転する場合の当該私有車両に係る任意保険の契約は、当該同乗者が当該私有車両を運転し、対人損害又は対物損害が生じた場合において、当該賠償の責任を負うべきときに、当該損害を補償することを約するものでなければならない。

4 準用

前記1から3までに定めるもののほか、同乗者が当該同乗に係る私有車両を運転する場合については、所有者等が私有車両を公務に使用する場合の規定を準用する。

第9 承認を受けない私有車両の公務使用

- 1 職員が、所属長等の承認を受けずに私有車両を公務に使用し、第三者に損害を与えた場合は、当該職員の負担において損害賠償などの必要な措置を講ずるものとする。
- 2 職員が承認を受けて私有車両を公務に使用した場合であっても、その経路、時間帯などが客観的に妥当と認められない場合にあつては、前記1に準じて取り扱うものとする。

第10 その他

私有車両の公務使用に係る燃料費その他一切の維持管理については、職員の負担とする。

別記様式第1号

所属長等		次席等	
------	--	-----	--

私有車両公務使用届出書

届出年月日	年 月 日		
届出者	課(係)名	階 級	氏 名

免許種別	大型・中型・普通 種	自動二輪(大型・普通)
取得年月日	年 月 日	年 月 日

運転技能検定	大型・中型・普通 級	白バイ 級
--------	------------	-------

車両種別	
車 名	
初度登録年月	
登録番号	
乗車定員	
車検有効期限	年 月 日

自賠償保険	保 險 会 社 名	証 券 番 号

任 意 保 険	保険会社名	契 約 者	証 券 番 号	補 償 額
				対人 対物 搭乗者(人身)傷害
	期 間	年 月 日 ~ 年 月 日		
	条 件	運 転 者	<input type="checkbox"/> 限定無し <input type="checkbox"/> 家族限定等有り	
	年 齡 特 約	<input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 有り(歳未満不担保)		

